

令和 7 年 4 月 1 日
八王子市立第五中学校
校長 鴨狩 淳一

令和 7 年度 八王子市立第五中学校 体罰根絶の指導方針

1 基本的な考え方

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の施行を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。

厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃ごしてこなかったか、これまでの取り組みを検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を継続して図ります。また、体罰根絶へ向けた取組を定期的に点検し、さらなる強化を図ります。

2 体罰の未然防止

(1) 体罰禁止

校長及び副校長は、教職員に対して決して体罰を行わないよう、年間 3 回以上の服務事故防止研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深めさせます。

また、学校は体罰根絶の指導指針について、あらゆる機会を捉えて、保護者や地域、学校運営協議会、PTA 等と認識を共有します。

(2) 組織的な指導体制の確立と指導力の向上

校長及び副校長は、指導が困難な生徒の対応を一部の教職員に任せきりにしたり、特定の教員が一人で抱え込んだりすることがないように、主幹教諭、生活指導主任、主任教諭、主任養護教諭、教諭、部活動顧問等の教職員による組織的な指導を徹底します。

校長及び副校長は、教職員等に対して、生徒理解に基づく適切な組織的な指導ができるよう、日常から指導力向上に努められるよう、あらゆる機会を捉えて指導・助言します。また、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、生徒が安心して学べる環境を確保します。

(3) 部活動等の指導における体罰防止のための取組

国の調査等によれば、中学校では「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰防止について、サービス事故防止研修等で事例検討を行い、体罰の未然防止に努めます。

3 徹底した実態把握及び早期対応

(1) 体罰の実態把握

学校は、体罰が行われているか否かの実態把握の方法が十分であるか点検するとともに、毎月1回、教職員一人ひとりに体罰防止チェックシートでの振り返り及び管理職への報告を行います。また、生徒には東京都教育委員会の体罰調査の様式を配布し、体罰を受けていないか等を校長及び副校長が確認します。

(2) 報告及び相談の徹底

学校は、教職員が体罰や体罰と疑われる行為を行った場合に、教職員が管理職等へ直ちに報告や相談を行うよう、企画調整会議や職員会議、サービス事故防止研修で確実に取り上げ、報告・連絡・相談を徹底するよう周知します。また、体罰等の報告・連絡・相談があった場合は、校長及び副校長が直ちに関係する生徒や教職員から状況を聴取し、その結果を八王子市教育委員会事務局へ報告するとともに、被害生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応します。